

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、避難住民の誘導を迅速に行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

#### 【市において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

住宅地図

（ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）

区域内の道路網のリスト

（ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区市町村道等の道路のリスト）

輸送力のリスト

（ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

備蓄物資、調達可能物資のリスト

（ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）

生活関連等施設等のリスト

（ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部に備えておく。）

自主防災組織、町内会・自治会等の連絡先等一覧

（ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

消防機関のリスト

（ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧）

災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換及び訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、自主防災組織と協力し、都の災害時要援護者対策総括部と連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時においては、地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認しておく。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## **2 避難実施要領のパターンの作成**

市は、都による支援を受け、関係機関（消防署、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、要援護者等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市の行う救援について、市防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにしておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保しておく。

(3) 救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

共有する情報内容

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員  
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)  
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

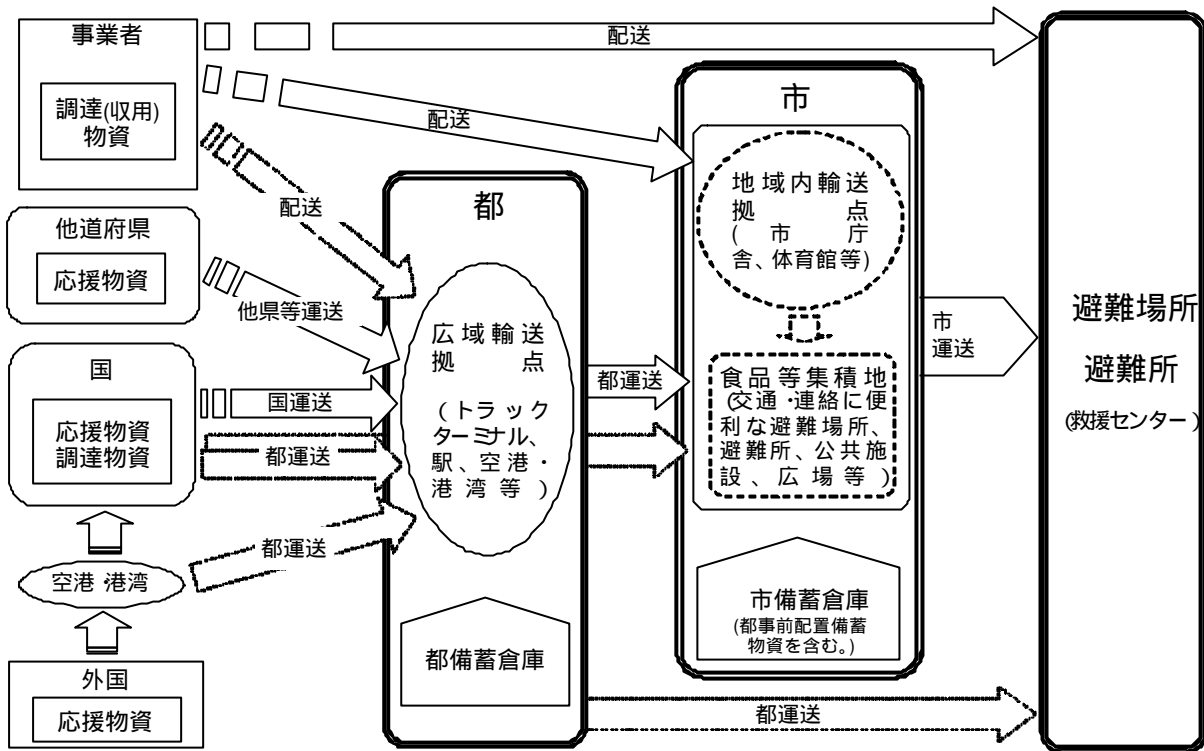
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

### 緊急物資等の配送の概要



## 5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、次の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

### 《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

| 区 分     | 用 途   | 施 設  |
|---------|---|--|
| 避 難 所   | 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中、高等学校</li> <li>・体育館</li> <li>・劇場、ホール</li> </ul> |
| 二次避難所   | 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設 等</li> </ul>                                |
| 避 難 場 所 | 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園</li> <li>・河川敷 等</li> </ul>                      |

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所及び連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法施行令 | 各号  | 施設・物質の種類                | 所管省庁名       |
|----------|-----|-------------------------|-------------|
| 第27条     | 1号  | 発電所、変電所                 | 経済産業省       |
|          | 2号  | ガス工作物                   | 経済産業省       |
|          | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池      | 厚生労働省       |
|          | 4号  | 鉄道施設、軌道施設               | 国土交通省       |
|          | 5号  | 電気通信事業用交換設備             | 総務省         |
|          | 6号  | 放送用無線設備                 | 総務省         |
|          | 7号  | 水域施設、係留施設               | 国土交通省       |
|          | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設   | 国土交通省       |
|          | 9号  | ダム                      | 国土交通省       |
|          | 10号 | 危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所 |             |
| 第28条     | 1号  | 危険物                     | 総務省消防庁      |
|          | 2号  | 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）        | 厚生労働省       |
|          | 3号  | 火薬類                     | 経済産業省       |
|          | 4号  | 高圧ガス                    | 経済産業省       |
|          | 5号  | 核燃料物質（汚染物質を含む。）         | 文部科学省、経済産業省 |
|          | 6号  | 核原料物質                   | 文部科学省、経済産業省 |
|          | 7号  | 放射性同位元素（汚染物質を含む。）       | 文部科学省       |
|          | 8号  | 毒薬・劇薬（薬事法）              | 厚生労働省、農林水産省 |
|          | 9号  | 電気工作物内の高圧ガス             | 経済産業省       |

|  |     |        |           |
|--|-----|--------|-----------|
|  | 10号 | 生物剤、毒素 | 各省庁（主務大臣） |
|  | 11号 | 毒性物質   | 経済産業省     |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、警察と連携し、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

#### 1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

(3) 都及び他の市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## **2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検をする。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備する。

## **第4章 国民保護に関する啓発**

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### **1 国民保護措置に関する啓発**

#### (1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ及びインターネット等の様々な広報手段を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者及び外国人等に対しては、大きな文字や点字、外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と同様に東京消防庁（消防署）と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## **2 住民がとるべき行動等に関する啓発**

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

市は、都が作成する「事態対処のパンフレット」等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、市は、傷病者の応急手当について、日本赤十字社、都、消防機関などとともに普及に努める。

## **3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発**

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、啓発に努める。